

答申第13号

答 申

「平成24年に愛媛県〇〇地方局長が松山地方法務局長に申立てた「土地家屋調査士の不適切行為について」に関する起案文書」部分開示決定案件

第1 審査会の結論

平成25年2月15日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定により非開示とした情報のうち、次の部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

〇県が行う用地買収事務に関する個人情報であって、土地家屋調査士である異議申立人の不適切な行為に係る評価について、県の用地買収事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由に非開示とした情報

第2 異議申立てに至る経緯

1 個人情報開示請求

異議申立人は、平成25年2月4日、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成24年に愛媛県〇〇地方局長が松山地方法務局長に申立てた「土地家屋調査士の不適切行為について」に関する起案文書」に記録されている自己に関する個人情報について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、平成24年度における特定日付けの起案文書2件（以下「本件公文書」という。）を開示請求に係る文書として特定し、平成25年2月15日、本件開示請求について条例第17条第2項第1号及び第7号の規定に該当するとし、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 非開示とした理由

条例第17条第2項第1号及び第7号該当

- (1) 開示請求者以外の者の個人情報が含まれる個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。
- (2) 業務上割り振られたメールアドレスは、使用範囲が限定されており、開示することにより、職務の効率的な遂行に支障を及ぼすおそれがある

ため。

- (3) 県が行う用地買収事務に関する個人情報であって、開示することにより、契約又は交渉に係る事務に関し、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため。
- (4) 県が行う用地買収事務に関する個人情報であって、開示することにより、評価、相談等に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

4 異議申立て

異議申立人は、「異議申立てに係る処分を取消し、対象文書の全部を開示するよう求める」として、平成 25 年 3 月 26 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書及び実施機関の理由説明書に対する反論書において主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

土地家屋調査士法に基づく懲戒処分手続きの請求が受理されており、起案文書の目的は達成されているほか、契約又は交渉に係る事務は既に完了していることから、「契約又は交渉」、「評価又は相談等」に係る事務に関し支障を及ぼすおそれはない。

県の申立人と「交渉」をしないという意味は明確であるから、今後交渉が行われることはないと思料するが、仮に今後、交渉があるにしても、県の地位を不当に害するおそれなどない。

実施機関は「評価者に不当な圧力がかかるなどの適正な業務に支障を及ぼすおそれがある」旨主張するが、県は、懲戒請求を行っているのだから、情報開示がなされたからといって、今更業務に支障をきたすことなどあり得ない。

第 4 実施機関の説明の要旨

実施機関が理由説明書で主張する非開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、愛媛県〇〇地方局長が、用地買収事業関係者である土地家屋調査士の不適切行為について、松山地方法務局長に送付した相談用資料及び土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 44 条に基づき、同地方法務局長に適切な措置を求める文書の起案文書である。

2 本件公文書を部分開示した理由について

(1) 本件公文書の主な内容

本件公文書中には、事実の概要や、その内容の不適切性について、県が諸機関と協議した結果や収集した資料の内容を基にした県の考え方が述べられている。

本件公文書に含まれる情報は、当該用地買収事案に係る県と異議申立人との交渉において、県の主張の論拠となるものである。

(2) 部分開示の理由

本件公文書を部分開示した理由は、次のとおりである。

ア 条例第 17 条第 2 項第 1 号に該当する情報

異議申立人以外の者の個人情報で、当該者の財産に関わるもの又は影響を与えるものであることから非開示とした。

イ 条例第 17 条第 2 項第 7 号の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」に該当する情報

業務上割り当てられたメールアドレスは、業務目的以外の目的での利用を禁止されているものであり、開示することにより、職務の効率的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから非開示とした。

ウ 条例第 17 条第 2 項第 7 号イに該当する情報

県が抱いている疑問の内容や、これに対する法務局の考え方が記載されているものであり、これを開示することにより、今後、県と異議申立人との交渉の局面において、一方当事者としての県の地位を不当に害するおそれがあることから非開示とした。

エ 条例第 17 条第 2 項第 7 号イ及びウに該当する情報

異議申立人の不適切行為に対する県の評価については、開示することにより、今後、交渉の局面において、一方当事者としての県の地位を不当に害するおそれがあるほか、関係法令に基づいて不適切行為の是正を求めようとする際に、評価者に不当な圧力がかかるなどの適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから非開示とした。

また、△市は交渉継続のために、異議申立人の行為について適切に評価し、記録して、市内部での情報共有を図る必要がある立場にある者であり、同市の評価を開示することにより、県と同様の不利益を被るおそれがあることから非開示とした。

第5 審査会の判断の理由

1 本件公文書について

本件公文書は「第4実施機関の説明要旨 1本件公文書について」のとおり、愛媛県〇〇地方局長が、用地買収事業関係者である土地家屋調査士の不適切行為について、松山地方法務局長に送付した相談用資料及び同地方法務局長に適切な措置を求める文書の起案文書である。

2 基本的な考え方について

- (1) 異議申立人は、本件異議申立てにおいて、本件公文書が条例第17条第2項第1号及び第7号に該当しないと理由により、本件処分の取消しを求めている。
- (2) 実施機関は、本件公文書が条例第17条第2項第1号及び第7号に該当するとの理由により、本件処分が妥当であると主張している。
このため、当審査会は本件公文書の内容を見分し、本件公文書が条例第17条第2項第1号及び第7号に該当するかどうかの検討を行うこととした。

3 本件処分に係る具体的な判断

- (1) 条例第17条第2項第1号の該当性について
条例第17条第2項第1号は、次のとおり規定している。

開示請求者以外の者の個人情報が含まれる個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

本号は、開示請求者以外の個人に関する個人情報を開示することにより、当該個人の権利利益を侵害するおそれがある情報は、非開示とすることを定めたものである。

審査会において本件公文書を見分したところ、本件公文書には異議申立人以外の者の個人に係る情報が記載されており、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあることを確認した。

したがって、本件公文書に記録されている情報は、条例第 17 条第 2 項第 1 号に該当するものである。

(2) 条例第 17 条第 2 項第 7 号の該当性について

条例第 17 条第 2 項第 7 号は、次のとおり規定している。

県の機関が行う事務又は事業に関する個人情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 評価、選考、指導、相談等に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

本号は、開示することにより、県の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、非開示とすることを定めたものである。

監査、交渉、取締りその他同種のものが反復されるような性質の事務又は事業にあつては、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずることがあり得るが、これも「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たるものとして取り扱う。

評価、選考、指導、相談等に係る事務については、開示することにより、今後の個人の評価等が抽象化、形骸化し、当該評価を行う事務を行っても予想どおりの成果が得られない等事務を実施する意味を失わせるおそれがあると認められるものや、開示することにより、関係者間の信頼関係を損なうおそれがあると認められるものについても、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たる。

(3) 「第 4 実施機関の説明要旨 2 本件公文書を非開示とした理由 (2)」
についての検討

ア 「(2) イ」について

業務上割り当てられたメールアドレスは、業務目的以外の目的での利用を禁止されているものであり、開示することにより、職務の効率的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」に該当するものであると認められる。

イ 「(2) ウ」について

用地交渉に係る情報については、当該内容は、県が抱いている疑問の内容や、これに対する法務局の考え方が記載されていることを確認した。県と異議申立人とは意見が対立しており、今後も交渉を持つことが想定されるため、これを開示することにより、県と異議申立人との交渉の局面において、一方当事者としての県の地位を不当に害するおそれがあるという実施機関の主張は認められる。

ウ 「(2) エ」について

評価に係る情報については、実施機関は異議申立人の不適切行為に対する県の評価について「開示することにより、今後、交渉の局面において、一方当事者としての県の地位を不当に害するおそれがあるほか、関係法令に基づいて不適切行為の是正を求めようとする際に、評価者に不当な圧力がかかるなどの適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから非開示とした。」と主張している。

しかし、県は土地家屋調査士である異議申立人の行為が不適切であるとして、土地家屋調査士法に基づく措置を請求しており、県が不適切であると評価したことは事実である。そして、当該用地買収事務については既に終了していることから、異議申立人が主張するように、県が行った評価の内容を含む個人情報を開示したとしても、一方当事者としての県の地位を不当に害するおそれがあるとは認められない。また、県が土地家屋調査士である異議申立人の行為を不適切と評価して土地家屋調査士法に基づく措置を松山地方法務局長に請求をした以上、異議申立人に対し、その評価に係る個人情報を開示し、その評価の全てを明らかにすべきであり、開示したとしても、評価者に不当な圧力がかかり、用地買収事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

なお、△市に関する情報については、同市が異議申立人の行為について適切に評価し記録して、市内部での情報共有を図る必要があるものであり、県が同市の評価を含む個人情報を開示すれば、同市の今後の交渉に影響を及ぼしかねず、同市が不利益を被るおそれがあると認められる。このため、非開示とした実施機関の主張は認められる。

よって、「県が行う用地買収事務に関する個人情報であって、評価に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由に非開示とした情報」以外の非開示情報については、条例第 17

条第2項第7号に該当するものであると認められる。

4 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものであり、実施機関が非開示として判断した部分について、審査会が行った判断は別表1のとおりである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、別表2のとおりである。

別表 1

実施機関が非開示と判断した部分に対する審査会の判断

	区分	開示すべき部分	理由
特 定 日 1	起案	本文の非開示部分	非開示事項に該当し ない。
	通知文案	本文の非開示部分	
	別添 2	本文の非開示部分	
特 定 日 2	起案	本文の非開示部分	
	通知文案	本文の非開示部分	
	添付資料	本文の非開示部分	

別表 2

審査会の審議の経過

年 月 日	処理内容
平成 25 年 5 月 20 日	諮問
同年 5 月 23 日	実施機関に理由説明書の提出を依頼
同年 7 月 8 日	実施機関から理由説明書を受理
同年 7 月 11 日	異議申立人に理由説明書を送付、反論書の提出を依頼
同年 8 月 12 日	異議申立人から反論書を受理
同年 8 月 16 日	実施機関に反論書を送付
同年 10 月 9 日	審査会（第 1 回審議）
同月 10 月 22 日	審査会（第 2 回審議）
同月 11 月 26 日	審査会（第 3 回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	